



- ご自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。
- 全国では、既に85%以上の方が、確定申告会場に来場せずに確定申告しています。
- 還付申告は1月4日から受付しています。

## ●令和4年分確定申告の受付期間

所得税等	令和5年2月16日(木) ~ 令和5年3月15日(水)
個人事業者の消費税	令和5年1月4日(水) ~ 令和5年3月31日(金)
贈与税	令和5年2月1日(水) ~ 令和5年3月15日(水)

(注1) 所得税等の還付申告書は、上記の期間前でも提出することができます。

(注2) 署外会場を開設する署については、その開設期間中は税務署で申告相談を行っていません。

(注3) 税務署の閉庁日(土・日曜・祝日等)は、通常、相談・申告書の受付は行っておりません。一部の申告会場では、2月19日(日)と2月26日(日)に限り日曜日も相談・申告書の受付を行います。

## ●令和4年分確定申告に係る納期限・振替日

	納期限	振替日
所得税等	令和5年3月15日(水)	令和5年4月24日(月)
個人事業者の消費税	令和5年3月31日(金)	令和5年4月27日(木)
贈与税	令和5年3月15日(水)	

(注1) 納期限までに納付がない場合は、延滞税がかかります。

(注2) 振替納税をご利用の方は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日まで延滞税がかかりますので、ご注意ください。